

## 書 評

棚瀬一代著  
『虐待と離婚の心的外傷』  
(朱鷺書房、2001年)

杉本孝子(弁護士・元裁判官)

### はじめに

本書は、虐待や離婚によって蒙る子どもの心の傷についての研究である。

本書を手にして、まずその書名に驚いた。私が関心をもっているテーマそのものであったからである。

読み進むほどに、説得力ある研究成果に感銘を受け、紹介されているケースに感動を覚えた。それと同時に、著者と同世代の私は、著者が、中年になってから虐待をテーマに研究を始め、原書を含む膨大な先人の研究をひもときながら自分の考えを探求し、ここまで自己の研究テーマを極めたことに、そしてまた、全人格をかけて治療に当たっているありように、感激した。このような分野の研究は「心」から出発する方が深められるのかもしれない、と思った。

著者は、我が子を虐待する親の気持ちが理解できなかったことから、虐待をテーマに臨床心理学の研究を始めた、という。

私事で恐縮であるが、評者は、長く裁判をする立場にいた者であるが、虐待の刑事裁判では、かわいはずの自分の子に何故に手をかけたのであろうか、との著者と同じ疑問は、未解決のままであった。また、離婚調停の後、それまで父親の膝に座っていた子どもが母親の手に引かれて裁判所を去っていく姿を見る度、虚しさを禁じえなかった。人間理解を深めるため臨床心理学を学びたい

と思い、裁判所を去り大学に通った。その時著者と出会ったのである。

### 本書のテーマ

母による虐待が何故起きるのか、その条件の分析に始まり、子の心に及ぼす影響、世代間伝達の問題、さらには、心的外傷体験の結果生じる心的外傷後ストレス障害(PTSD)などにも論及しているが、これらは、そのまま、虐待を受けた子の心に対する治療にも、そして虐待の予防にもつながる。

論述の核心として、著者自ら治療に当たった臨床例が二つ紹介されている。この二つのケースは、著者の解明した虐待や心的外傷の数々のテーマを検証してくれている。臨床心理学が専門でない私には、この二つのケースから読み始め、あとで理論的論述に読み進む方が理解し易かった。

さらに、本書は、両親の離婚により子が蒙る心の傷は一種の喪失体験である、として、子の被害を最小限にするために、離婚後に両親が子に関わる親権や面接のあり方にも言及している。

虐待と離婚とは、著者が長年研究してきたテーマであり、本書は、これら研究及び治療の集大成である。凄まじい量の内外の研究をていねいに分析・検討し、そのうえで展開した著者自身の考え、自ら関わった治療の例、アメリカにおいて自ら面接して得た調査結果、など、本書は読む者を圧倒せずにはおかない。

著者が、虐待について研究を始めた頃は、わが国では未だ現在ほどには虐待が社会問題化してはいなかったはずである。著者は、虐待が多いアメリカでの生活が長く、自ら母親として子育てをし

て自然に感じた疑問から出発した。今や、わが国でも、痛ましい虐待事件が多数報道されて社会問題となっている。また、離婚する夫婦も増加の一方をたどっており、その際子どもに対する配慮は最大限尽くされなければならない。

非行、刑事事件、家族問題などの法的な紛争に関わる私達司法関係者もまた、人間の病理現象に関わっているのである。私達が日常的に行っている、事実の評価、判断という発想の仕方とは別の、心に焦点をあてた人間理解を試みることの必要性、重要性ははかりしれない。

#### 虐待が発生する四つの条件

著者は、先人による研究に沿って、虐待が発生する条件として、以下の四つを挙げている。すなわち、1) 母親自身の乳幼児期における被虐待体験あるいは被剥奪体験、2) 母親の子どもに対する認知的な歪み、3) 内的危機状況の発生、4) 社会的援助の欠如、以上が揃うこと、としており、母親による虐待がなぜ起きるのかにつき詳しい分析を加えている。

著者は、なかでも、1)、2) を深く追求し、さまざまな要因はあるが、その根源は、人生最早期の対人関係に根ざしたもの、生まれてすぐからの母子関係、ことに母親の子に対する共感性を欠く関係が要因になっている、と説く。この視点から、著者は、「溺愛」も 1) に含めるという仮説を立てた。また、1) の条件下にあった子どもは、母子関係の愛着が未発達なため、「信頼」という基本的能力に障害を受け、また、情動、衝動の強度を調節する能力が育たない、という。

そして、「虐待行為は、決して偶発的、衝動的ではない。他の点では比較的健康的な人格特徴を持つ母親の人生最早期の対人関係に深く根ざした特定の適応反応であり、そのような人格特徴をも

つ母親と子どもとの間の異常な相互作用パターン群である」、との先人の見解に同意している。

虐待など人の問題行動を上記のように捉えることは、法律の世界に生きてきた者にとって、誠に衝撃的なことである。虐待をしてしまった親に対する刑事事件で関わるのは、事件の動機としての3)、2) であり、4)、1) は情状と呼ばれるに過ぎない。わけでも著者が強調する、生まれてすぐからの母子関係にまで遡らせて病理を探求したなら、人を裁く作業は不可能にもなりかねない。

だが、1) を根源として重視するこのような理解の仕方は、人間に対する暖かい見方であり、1) を深く解明することこそ、根本的な治療の方向を見出すことになるのであろう。

それにしても、母親の子に対する関わり方が子に影響を及ぼし、子のそのあり方がまた母親に影響を及ぼし、その間の相互作用が時間を経るほどにいかにも大きく影響し合っていくものであるか、また、生まれてすぐからの関係、ことに母親の子に対する共感性の重要性について、あらためて理解し、これまで抱いていた多くの疑問が解けていく思いがする。

#### 溺愛

著者は「溺愛」を、共感ある適度の母性体験をしえなかったという意味で、1) の何らかの被剥奪体験があるとの仮説を立てた。

眼を覚まされる思いである。多少なりとも親であることの自覚があれば、親自ら子に手を出すことに対する内なる抵抗はあっても、子をかわいがり過ぎることや過保護に対する抵抗は少なく、この「ワナ」に陥りかねない。また、母親自身が満たされていない現在のつらさを、知らずのうちに子を溺愛することに逃げ込む場合も少なくはない。

親子関係の型を分析した先の研究では、溺愛型は、子どもを親の思うとおりに支配しようとする（支配）、そして子どもの要求をすべて受け入れる（受容）、という。ある虐待問題の会で、一人の母親が、幼い時から自分の母親にピアノを毎日毎日長時間練習させられたことが嫌で嫌でたまらなかった、と話すのを聞いたことがある。当時の私には、そのように大事に育てられた母が何故に自分の子に手を出すのか、全く不可解であった。

### 世代間伝達（虐待）

著者は、虐待では被虐待児の約3分の1にこの伝達がある、とするアメリカの研究者の調査結果を紹介している。この調査結果に信頼がおけるとすれば、連鎖のあること自体は認めざるをえない。しかし、虐待を受けたことのある子が親となったときに、その人を「ハイリスク」などと呼んで、今度は自分の子を虐待しかねない人だとのレッテルを貼ることに対し、これまで私は、それではまるで救いが無い、と、抵抗を感じてきた。

この点について、著者は、母親に1)の体験があっても、他の条件が揃わない場合には、例えば4)の社会的援助があれば、世代間伝達は起きないこと、要は「養育の質の伝達の問題」であるとして、子に対する共感性を欠く点を本質とした。このような見方であれば、と、私はようやくほっとした。

### 二つのケース

著者は、自ら行った治療を二例、詳細に紹介し考察を加えている。一つは母親に対するケアの例、もう一つは子と母親に対する例である。これらのケースは、虐待が起きる条件、子の心に及ぼす影響、母子に対する治療の実際など、著者が本書で述べたかった多くのことを見せてくれる。

### A子のケース

一つは、A子のケースで、母親になったものの、心が成長できていない、希死念慮が消えず、自分がない、と訴え、自分の子どもに対して無関心、一人の子に対してはかなりの暴力行為に及ぶ、という例である。第2回目の面接以後、最終回まで、面接の始めにA子と著者との二人はまず「互いに微笑み合う」ということが儀式のように続いた、という不思議なケースである。

著者は、A子の主訴から、成育史における何らかの母性剥奪体験に起因するものではなかろうか、と見立てた。そして、面接を重ねるうち、A子は親から身体的虐待を受けた訳ではないものの母親から溺愛され、結局は母親の思うように育てられ、怪我や病気まで母親に伝えることもできず、母親が近所で自慢する「いい子」の枠に支配されたまま大人になってしまったこと、これが両者間の共通認識となった。

著者は、前述の仮説、すなわち、溺愛も共感ある適度の母親体験をしえないという意味で何らかの被剥奪体験があるとみてよい、との考えのもと、A子との面接を通して、A子が、これまでに体験したことのない新たな母性体験をする中で、自分と母親との関係の真実に向き合いこれを再統合するのを、カウンセラーとして支えた。大人から何か言われてすぐに「ごめんなさい」を繰り返す自分の子に、かつての自分の姿を重ね合わせるようになったA子は、「不思議なくらいふっ切れた」と言った。

カウンセラーとの適切な治療関係によって、人はここまで生き直しができるのか、と、私は、A子と人間全部とを、そしてカウンセリングを、心から賞賛したいと思った。何故にA子に主訴のような現象が現れているのか、著者のような理解ができず、夫から離婚されるのではないかと心配

し、つい、A子を批判したりして裁いてしまいがちな私の職業的な傾向を思い、カウンセリングはずいぶん違うものだ・・・と、思わざるをえなかった。

正直のところ、私は、主訴を読んでもどこから手をつけてよいのか皆目わからなかった。現に、A子は、当初、精神科で電気ショック療法まで受けていた。

面接の度に続けられた「微笑み合い」は、A子が求めていたものと著者が支えたものとが程よく調和した本ケースの治療関係の核心を、象徴的に表わしている。

#### B子のケース

二つ目のケース、B子もまた、誠に圧巻である。著者も、B子ちゃんから承諾をもらえない場合は、本書は発刊できなかった、とあとがきにおいて述べている。

B子は、生まれたときから、母親から情緒的な応答を欠く扱いをされ続けてきた小学3年生の子である。母親は、B子と自然な会話ができないう、B子が何を考えているのかわからず恐い、などと訴えてきた。B子は、生まれる前に両親の結婚が破綻し、母親は、病弱なB子の姉に気をとられ、B子は気がついたときには大きくなっていた。B子に対する遊戯療法と母親面接、これらを母子とも著書が担当した。

著者のB子との出会いは、実に面白い。B子が「今度からまじめに遊ぶ」とまじめに言い、著者は、「まじめに何をして遊んでくれるのかな？」と問うと、ハハハハと低く笑った。最初にとっさに出た著者の言葉は、著者が見立てた良い子過ぎるB子の問題点を的確に捉えて、すばやくこれにゆさぶりをかけたもので、B子は早速これに反応した。出会いにおいて著者がとった対応は、著

者の臨床能力の発露であり、素人には考えられない技術である。

3回目、B子が、遊戯室内の人生ゲームの紙幣を一枚だけ残して、「これもらって帰ったりして・・・」とつぶやいたのを聞いた著者は、一瞬の迷いの後、カウンセラーからのプレゼントとして持ち帰るのを許可した。治療の場においてまでB子が自分を抑えるより、欲求を素直に表現できる方を著者は選んだ。結果として、B子は、この紙幣を大切に秘密の宝箱にしまって、時折取り出していた。基本的な信頼関係の契機となった。

さらに、4回目、ハンカチを忘れた著者は、砂で汚れた手を、いたずらっぽくジーンズで拭いてみせた。とっさにB子もずるい！と言いつつ飛んできて、著者のジーンズで手を拭いた。あつという間のできごとであった。著者のこの素晴らしい感性、中年とは思えない若さ、そして、治療方針に裏付けられたすばやい対応、見事というほかに言葉がない。その回の後、B子はゲームで、ルールに違反する型破りの行動をとれるようになっていった。

このようにして、通算3年、合計58回のセッションを重ねた結果、B子は、家でも学校でも積極的に自分を出せるように変身していき、中学生になるのを機に終結となっている。B子が描いたハッピー・エンドのにぎやかな絵といい、B子が最後におもちゃをじっくり見て回って退出したことといい、B子が自ら飾った最終回の情景は、感動極まる劇的なものである。

他方、母親面接では、その頃になってやっと母は自然にB子をかわいいと思えるようになってきたということであり、母親は、B子が終結した後も本人面接に切り替えて継続した。出会いから約6年経って、著者はやっと母親から信頼され、依存される関係になってきたと感じたという。母

親は、B子が生まれたとき、B子は父方親族に似ているように見えてかわいいとは思えなかったということであり、また、母親自身、自分の母親から否定され、父親からは殴られていた、ということであった。

著者がいう虐待の条件といい、子に対する共感性を欠く養育の質の伝達の問題といい、B子とその母親の両方に関わったこのケースは、子ども（B子もその母親も子どもである）の受ける心の傷の深さをも含めて、まさに本書のテーマそのものであったといえよう。

それにしても、著者は、B子と同じように、B子の母親が嫌うTシャツ、半ズボンにゴムぞうり姿でB子と一緒に卓球をするなど、B子との間で信頼関係を創り出しこれを維持していくことに、細やかな配慮と粘り強さを示した。B子に対しては通算3年、母親に対してなんと6年もの長期間、ときに無力感に傷つき、或いは母親からはなかなか信頼してもらえないどころか価値の切り下げに会う状況のなかで、著者は、いったいどのようなことを考えて続けていたのであろうか。「忍」の一字であったのであろうか。本書の記述からは知り得ない。裁判をする立場では、判決書以外では弁解しないとのルールがあるが、臨床の方でも、自分の気持ちは、ケースの説明に必要なカウンセリングの中での心の動き以外は、出さないであろうか。

弁護士も、他の女性と交際中の夫から離婚を求められた妻などに長期にわたって関わることもある。しかし、法律家が目指すものは、妻の真意を確認し、それに沿った解決手段をとることであり、場合によっては、事実関係などの情報を収集したうえで相手に対し法的行動を起こす。つまり、妻との面接もその後の行動も、その基盤は、合理的に法的な判断をすることに向かっており、いわ

ば、父性原理の働く「切る」作業であって、著者の役目とは対照的である。

真意を把握するには、まず聴くことが重要である。しかし、法的に意味ある事実に関心を持ち、しかも評価や判断を日常的な業務としている法律関係者にとっては、この聴くという作業自体至難の技である。「共感」からは程遠い批判的な姿勢に陥りかねない。

カウンセラーとの人間関係によるか、法によるかの違いはあっても、「自己実現」への過程である点においては共通しているはずである。B子や母親が、過去の自分と向き合い新たな自分を創りあげていくのを、適切に「包み抱える」環境を提供してじっくり支えたB子のケースから、私達法律家が学ぶべきところは大きい。

### 心のケアの問題

紹介された二つのケースのように、子や母が、専門家との治療関係の中で、自分に対する共感性が十分に生まれて満たされ、親や子との関係も修正されると、将来に対する1)の問題はおそらく解消され、治癒した、と考えてよいのであろうか。

著者は、1)、2)の問題に対する治療には、強い動機付けが必要であると述べているが、同感である。私は、児童相談所内に設置された児童福祉審議会という場に関わっているが、虐待をした親に対し心理的な援助をすることは、児童相談所では容易でない。信頼関係を築くことが容易ではなく、じっくり自分の気持ちや成育史など語ってくれる関係はなかなか造りにくいのである。

児童相談所が担う業務の中に、ときに親子を分離する仕事もある点などを考えると、矛盾した機能を一つの機関がもっている制度上の問題などもある。しかし、著者が本書で訴えた根本的な治

療の意義・必要性を理解するほどに、何とか、虐待が発生するのを根本から治していく親への1)、2)に対する取り組みを制度的に整備する必要を痛感する。

2000年11月に施行されたいわゆる児童虐待防止法も、3年を経過した時点で見直される予定であるが、親子に対する心のケアの充実は急務である。動機づけが、ある意味義務づけられ、自ら求めたものでない場合は、ケアを続けること自体やその効果はどのようになるものであろうか。

### 面接交渉、共同親権

本書は、著者の前書『クレイマー、クレイマー以後・・・別れたあとの共同子育て』に続いて、離婚後の子に対する両親の関わり方、特に、面接交渉や親権のあり方について、日米の実情を対照的に紹介しながら論及している。ことに、離婚後の共同親権の制度や、離婚後の両親の子との関わりについて裁判所が両親に対してオリエンテーションを持つ制度など、わが国にとっても示唆的と思われるアメリカの制度も紹介している。

その視点は、離婚が子の心に及ぼす影響、心的外傷の位置に立ち、この点で、親からの虐待の被害に遭った子の心的外傷と関連させ論じている。そして、子への影響を、離婚後も双方の親が適切に子と関わることにより、せめて最小限にするための親の子への関わり方を探求している。

幾度も渡米し自分の足で歩いてアメリカの関係各機関を訪ね、自ら面接して調査をし、また、わが国の実情は、自ら両親の離婚にあった子どもたちに接し、家裁調停委員という現場での体験もふまえているだけに、机上の研究でない重み、実感が伝わってくる。

ただ、虐待による心的外傷、という、大変深いものを読んだ後であるだけに、親の離婚による子

の心的外傷については、子が必要としているのに片方の親を奪われる一種の剥奪体験という意味では理解できるものの、虐待とはかなり質的に異なる点もあるように思った。本書は、両方の心的外傷の質の違いを探求することが目的でないのはもちろんであるが、虐待で本質とされた、生まれて直ぐからの母子関係や、世代間伝達の点でも重要な、子に対する共感性を欠く養育の質の問題など、離婚場面においては同レベルで論じられない場合もあろう。

例えば、離婚時の子の年齢、それまでの養育のされ方、同居中の両親と子どもとの関係、同居中の夫婦の関係、さらに、まさに、離婚後の両親が子にどのように関わってきたか、などによって、子の受ける心的外傷がどのようなものであるのか、また、離婚にも仮に世代間伝達があるとすればその本質は何なのか、今後興味あるところである。

わが国では、最近でこそ、若い世代には、離婚や別れた後の子どもに関わる親権、面接などに対して冷静な姿勢をもつ、自立した人達も結構見られるようになってきた。しかし、まだ大部分の人達は、離婚後の親権や子との面接の場面においてまで離婚に至る夫婦間の葛藤をそのまま持ち込み、子どもの立場に立って冷静に話し合う姿勢がないことが多い。また、離婚観の相違についても考慮されなければならない。

このように考えると、離婚後の共同親権という制度は、わが国ではまだ実情にそぐわないとの考えもあろう。しかし、私は、夫婦が別居後、双方とも子の親権者を譲らずに、ついに、離婚は諦めて、別居後もずっと2週間ずつ子を交代して育てている例に出会ったことがある。これほどまででなくとも、上述自立した人達に共同親権の選択肢を制度的に認めることを検討すべき時期は、やがて訪れるかもしれない。

ただ、共同親権の制度については、子が親を必要としており、両親が、少なくとも子どもに関わる場面にまで葛藤を持ち込まない場合には、よく機能すると考えられる。しかし、子が希望する場合を除けば、選択するのは親の方であるだけに、その後子ども側に負担がかかっていないかを、絶えず吟味する必要はあろう。

著者が紹介するアメリカの親権や面接の実情、離婚する両親に対して子との関係につきオリエンテーションを持つ制度などから、私達は、何よりも子どもの心をおろそかにしない姿勢を学ばなければならないと痛感する。

## 最後に

序文において、著者が最後として掲げた、「基本的には、子どもが人生から何を期待する権利があるかについての社会の積極的な信念の融合物の問題である」とのガルバリノの言葉に、私は、私達大人の従来の発想の転換を迫られる、子どもの権利条約の精神を重ね合わせた。「子は単に大人から庇護される『客体』ではなく、適切な保護を受ける『権利ある主体』である。」

## 杉本孝子氏の「書評」へのリプライ

棚瀬一代

### 「中年とは思えない若さ」について

杉本氏の書評を読み進むにつれて、「中年とは思えない若さ」という言葉に出会い、思わず笑いが誘われた。と同時に、この氏の素朴な感想は、心理臨床家というアイデンティティを持ち始めている私にとっては非常に嬉しいことであった。なぜかと言うと、私は今も、好んで子ども相手に「プレイセラピー遊戯療法」を続けているのだが、相手が6歳で

あれば6歳の心に、9歳であれば9歳の心に共感できてはじめて、こうした精神療法としてのプレイは成り立つところがあるからだ。Eriksonはチャイルドイッシュ「こどもっぽさ」とチャイルドライク「こどもらしさ」を区別しているが、この「こどもらしい」心さえあれば、いくつになっても年齢を超えた共感が可能になると私は思っている。子どもは鋭い眼識力をもっているから怖い。出会いの瞬間に、相手の大人が「こどもらしい心」を失わずにもっているかどうかを見分けてしまう。初回の出会いで、年齢差を超えて一本の糸が繋がった感触が得られれば、後はもう二人の年齢差はどうでもよくなってから不思議だ。「中年とは思えない若さ」があるうちは、遊戯療法を続けていこうと私は思っている。

### 水や大地のように・・・

杉本氏は、「・・・母親に対してなんと6年もの長期間、ときに無力感に傷つき、或いは母親からはなかなか信頼してもらえないどころか価値の切り下げにあう状況のなかで・・・筆者はいつたいたどのようなことを考えつづけていたのであろうか。「忍」の一字であったのであろうか・・・」と問いかけている。臨床場面で治療者がクライアントに対して感じるさまざまな心の動きを心理学上の専門用語では、「逆転移」といい、そうした心の動きを意識化して分析し、治療の妨げにならないようにしたり、さらには治療に役立てることの重要性が最近は特に指摘されるようになってきている。つまりクライアントの心理のみを解釈するのではなくて、クライアントと治療者との関係性が治療の進展に大きな影響を与えているという認識である。

B子の母親は、幼少期より母親からほめられたことがなく、ひたすら「価値の切り下げ」を受け、痛みを伴う無数の小骨が刺さったままの状態

で生きてきた人であった。父親からも生意気な口をきいたと言っては、殴られてきた。私が彼女に会っている時にいつも感じていた信頼されていないとの気持、価値を切り下げられているとの思いと傷つき、そして同時に認めてほしいとの切望、そうした思いはまさに彼女自身が幼少期より感じ続けてきたものと同種のものであろうと感じていた。一週間に一度50分間、面接室でという限られた時間と空間においてさえ、私は相当傷ついたので、何十年も体験し続けてきた母親の傷つきはいかばかりかと思いやった。

一般に、被虐待体験のあるクライアントは、抑圧してきた怒りや攻撃心を治療者に意識せずして向けてくる。B子の母親の場合には、私の価値を貶め、容易に信頼しないという形でその攻撃心を向けてきた。B子の場合には、最初の頃は、私の呼びかけに応えないという形や砂場に水をまくという行為、あるいは私の手紙に返事を出さない（出せない）という非常に迂回した形で向けてきた。しかし、クライアントの中にはストレートに身体的攻撃や言葉の暴力を向けてくる人もいる。

こうした場面で治療者に求められることは、いかにして攻撃に耐え「生き残る」ということである。虐待を受けてきた人を **Herman** は、「犠牲者」と呼び、その人が何らかの症状を呈して治療者の前に現れると「患者」になり、やがて症状から回復した時に「サヴァイヴァー」となると表現しているが、治療者も、クライアントの攻撃を受け、それによって傷つき、それに耐えて最後までクライアントにつきあえた時には、サヴァイヴァーになると言えるような気がする。お互いに途中で挫折してしまい、中断してしまうこともある。

このように虐待を受けてきた人の治療は、なかなか大変なことである。相手の傷が深ければ深い

ほど治療は難事となり、治療者自身も支えを必要とするようになる。それはスーパーヴァイザーであったり、同僚であったり、家族であったりする。**Balint** は、こうした時に、治療者に求められることは、「水や大地のようにそこにあり、いつもあり、かつ決して壊されないでいる存在」であるという。こうした先人の言葉もまた、私にとっては大きな支えになっている。

#### 「加害者と被害者の世界」vs.「被害者のみの世界」

杉本氏は、「虐待など人の問題行動を上記のよう（著者のよう）に捉えることは、法律の世界に生きてきた者にとって、誠に衝撃的なことである。・・・わけても著者が強調する、生まれてすぐからの母子関係にまで遡らせて病理を理解したなら、人を裁く作業は不可能にもなりかねない」と語る。

確かに、現在虐待をしている親の過去の生育史を丹念に調べると、ほとんど100%の場合に、何らかの被虐待体験ないし被剥奪体験がある。つまり愛情に恵まれない過去を持っているわけだ。したがって、虐待をしている親もまた、つきつめていくと被害者であるということになる。しかし、過去に虐待を受けていた子どもが将来的に虐待をする親になる割合、つまり虐待の連鎖は、**Kaufman** と **Zigler** の報告にもあるように25%から35%にすぎないと言われている。したがって、過去に虐待を受けていても、あるいは恵まれない過去を持っていても、将来的に虐待親になる運命に完全に支配されている訳ではないので、法の世界では、情状酌量の余地はあっても、責任を問われることになるのは仕方ないことだと思う。しかし、心理臨床の世界では、虐待した親を裁くことが目的ではなくて、癒すことが目的となる。したがって加害者もまた被害者という視点に立たねば、そ

の目的を達成することはできない。そこにおいては、評価、批判、切ること、裁くことという司法の世界に必要な心性が、最も不必要なものとなる。言い換えれば、評価し批判することの対極としての無条件の受容、切ることの対極としての抱えること、裁くことの対極としての許すことが必要となる。

こうした心性の違いは、「聴く」姿勢の違いともなって現れてくる。杉本氏も言及しているように、法律関係者の聴くという行為の対象は、もっぱら「法的に意味ある事実(つまり客観的事実)」であるのに対して、心理臨床家の聴く行為の対象は、もっぱらクライアントにとって意味ある事実(つまり主観的事実)である。もちろん心理臨床家も、客観的な事実に関心を持って注意を払わないというわけではない。虐待した親の生育歴を丹念に聴くという行為は、できるだけ客観的情報を収集しようとしているわけである。しかし両者の違いは、収集した後にある。つまり心理臨床家は、集めた客観的情報を、クライアントを評価し、判断し、裁くために用いるのではなく、クライアントをより深く理解し、受容し、抱えるために用いていく。この点が司法の世界とは大きく違うように思う。

しかし、杉本氏も指摘するように、司法関係の人たちも、客観的事実の収集にのみ終始するのではなく、主観的事実にも同時にチューニングすることを通して、裁きの中にも共感と暖かみが醸し出されてくるものと思うし、また虐待した親を罰するだけでなく、同時に心理的ケアの義務化を通しての再発予防が今後の大事な課題になってくると思う。

#### 虐待した親への心理的治療の義務化の問題

私がこれまでに各種の心理教育相談室で扱って

きた虐待事例と、児童相談所が扱う虐待事例とはいくつかの点で大きな違いがある。まず第一は、私が扱っている虐待事例は、表向きの主訴は、虐待ではないのに対して、児童相談所で扱う事例の場合には、表向きの主訴が虐待である点である。例えば A 子の事例の場合であれば、主訴は、自分自身の自殺企図と自殺念慮、そして育児放棄であったが、治療の過程で、A 子自身の生育歴に被虐待体験があることが、また A 子自身も我が子に虐待していることが判明してきた。B 子の場合であれば、母親が述べた主訴は、B 子が急に習い事にも行かなくなり、部屋の中で涙を流しながら呆然と立ちすくんでいること、そして B 子が何を考えているのか分からず怖いというものであった。その後の治療の過程で、母親の生育歴に被虐待体験があることが、そして B 子に対しても、母親が情緒的に全く応答しないという形での心理的虐待があることが分かってきた。その他にも、来談時の主訴は、子どもの不登校やいじめであったり、あるいは自傷行為や非行、家出であっても、その背後に虐待が隠されているということも多い。

第二の相違点は、来談の動機づけが自発的なものか義務づけられたものかという点である。つまり私の扱ってきた虐待事例は、当事者である親が、子どもの何らかの症状を訴えて自発的に来談しているのに対して、児童相談所の虐待事例の場合には、虐待が発覚して、やむなく児童相談所に来談するようになることが多い。この点に触れて杉本氏は「動機づけが、ある意味義務づけられ、自ら求めたものでない場合は、ケアを続けること自体やその効果はどのようなようになるものであろうか」と問いかけている。この問いかけに対しては、親によって無理矢理に相談室に連れてこられた子どもとの関わりの例から考えてみたい。この

ような場合には、親に対する激しい怒りが、治療者である私に向けられ、50分間、壁の方に顔をそ向けたまま沈黙を続けたり、治療者をほとんど恐喝に近い形で脅すということも起きてくる。そうした攻撃に生き残り、その怒りの気持を受容し続けるうちに、少しずつつながりができてきて、やがては最初はあれほど嫌がっていた来談が自ら求めての来談に変わってくることもある。こうした経験から推測するに、たとえ最初は、義務づけられた動機づけであっても、治療者との出会いの場が、自分にとって意味があると感じられるようになれば、その時点で自発的な動機づけに切り替わる可能性が秘められていると私は思っている。このことは、児童相談所での虐待親との出会いにもそのまま当てはまるのではなかろうか。しかし、こうした自発的切り替わりが起こり得るまでには、前述したように、攻撃に耐え、生き残るためのたくましさとしぶとさとも言えるものが必要となってくるであろう。

#### 虐待と離婚の心的外傷の質的違いについて

「親の離婚による子の心的外傷については、子が必要としているのに片方の親を奪われる一種の剥奪体験という意味では理解できるものの、虐待

とはかなり質的に異なる点もあるように思った」との杉本氏の指摘どおり、虐待と離婚では、確かに子どもの受ける心の傷には質的違いがある。しかし、子どもの気持に十分配慮せずに親が別居、離婚し、片親が突然その子の世界から姿を消してしまうというような場合には、子どもの視点からすると（特に親子の間に愛着関係ができていたような場合には）、必要な人を奪われた単なる剥奪体験にはとどまらないように思う。つまり、もし自分が愛されるに値する存在だったら父（あるいは母）はこんな形で自分を見捨てはしなかったであろうとの思いを抱き、さらに片親の不在自体が、絶えず自分は愛されていないのだ、愛されるに値しない存在なのだということを思い知らせ、深い見捨てられ抑うつに陥ってしまうことになる。このような場合には心理的虐待と通底する深い傷つき体験があるように私は思っている。

最後に、お忙しい中、執筆依頼を快く良くお引き受け頂き、異なる視点から、さまざまな刺激を頂いたことに深く感謝の意を表したいと思う。リプライできずにいることに関しては今後の私自身の課題としていきたいと考えている。